

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

三島市教育委員会

三島市では、お子さまが等しく安心して学校生活がおくれるように、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。これを「就学援助制度」といいます。

1 援助を受けることができる人

学校納付金等が払えない状況にあるなど、就学が困難である児童生徒の保護者で、生活保護を受けている人（「要保護者」といいます）、又は、生活保護は受けていないが、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる人（「準要保護者」といいます）です。

準要保護者の認定にあたっては、次の項目のいずれかに該当する方について審査し、認定します。



- 1 前年度又は本年度に、次のいずれかの措置を受けた方
 - ① 生活保護の停止又は廃止
 - ② 市町村民税の非課税
 - ③ 個人事業税、市町村民税または固定資産税の減免
 - ④ 国民年金掛金の減免
 - ⑤ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予
 - ⑥ 児童扶養手当の支給（児童手当ではありません。）
 - ⑦ 生活福祉資金の貸付
- 2 上記のような措置は受けていないが、上記の場合と同程度に経済的に困窮していると認められる方

2 援助の申し出と認定

援助が必要な人は、学校又は教育委員会へ連絡のうえ、「就学援助申出書」に家庭の状況や申し出理由等を記入し、提出してください。（小中学校にそれぞれお子さんのいる家庭は、それぞれの学校へ提出ください。）必要に応じて民生委員が家庭を訪問させていただきます。

民生委員の助言や校長の意見などを踏まえ、教育委員会にて収入の状況や生活の実態等を確認しながら、総合的に審査し、認定の可否を決定します。

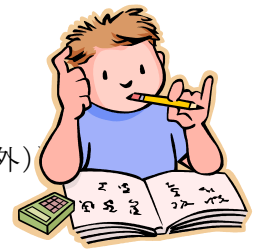
3 申し出にあたってご注意いただくこと

- 認定は、毎年度になります。引き続き援助を希望する方は、毎年申出書を提出してください。
- 申出書に記入いただいた事項が事実と異なるときは、援助の対象となりません。
- 住宅ローンや自動車ローン、習い事への出費などについては、経済的に困りである事情として認められません。
- 税の未申告等により収入状況を確認できないときは、認定されません。
- 経済的に困りになるような理由が発生した人は、年度の途中でも申し出ができます。

（裏面もご覧ください）

4 援助の内容

準要保護者として認定されると、学校を通じて、年2回又は3回に分けての金額が援助（支給）されます。（支給予定時期 11月上旬、3月上旬（※以外）
なお、要保護者（生活保護受給者）は、修学旅行費のみ支給されます。



【参考】令和3年度援助金額＝国単価（金額は年度によって変更されます。）

支給対象費目	対象学年	小学校	中学校	備考
学用品費	全学年	11,630円	22,730円	定額を支給
通学用品費	2年～	2,270円	2,270円	定額を支給
通学費	全学年	実費	実費	対象者の制限があります。
修学旅行費	実施学年	22,690円(国基準)	60,910円(国基準)	対象経費の実費を支給
校外活動費(無泊)	実施学年	1,600円(上限)	2,310円(上限)	対象経費の実費を支給
校外活動費(有泊)	実施学年	3,690円(上限)	6,210円(上限)	対象経費の実費を支給
新入学学用品費(※)	1年	51,060円	60,000円	定額を支給（6月頃支給）
新入学準備金	小学6年	60,000円	-	3月に定額を支給
学校給食費	全学年	現物支給	現物支給	学校教育課から給食へ直接払い
めがね購入費(※)	全学年	20,000円(上限)	20,000円(上限)	学校に1回/年度・人申請 月末締め翌月末払い12月まで

○上記は、1年間継続して認定された場合に援助される金額です。年度途中における認定や取り消しの場合は、月割りの金額等により援助されます。

○表中の「実費」とは、支給対象費目について保護者が実際に支出した援助の対象となる経費のことで、「上限」とは、援助金額の上限をいいます。

5 新1年生への新入学準備金の支給について

新小学1年生の保護者の方で、既に「新入学準備金」の申請（12月上旬～1月上旬）をされた方を対象に、入学前の3月に「新入学準備金」を支給します。

新中学1年生で、現在準要保護の認定を受けており、次年度に三島市立中学校に入学を予定している児童の保護者の方を対象に、入学前の3月に「新入学準備金」を支給します。

（新入学準備金の支給を受けた方は、翌年度の「新入学学用品費」の支給はありません。）

3月に「新入学準備金」を受給しなかった場合で、入学後の4月に準要保護認定を受けた際は、入学後（6月末頃）に「新入学学用品費」を支給します。

4月からの援助を希望する場合は、遅くとも3月末日までに、各学校へ申出書を提出してください。

※この制度は、学校納付金を免除するものではなく、学校納付金の一部を援助するものです。

学校納付金は、各学校の指定した期日までに必ず全額を納めてください。

※認定後、生活環境に変化、生活保護を受けるようになった場合、経済状況が好転した場合、家族構成が変化した場合、引越した時等は、学校へ申し出てください。

問い合わせ先

三島市立北上中学校

事務室 ☎986-8766

三島市教育委員会学校教育課

学務係 ☎983-2670